

南部区画整理事務所の跡地活用の契約候補事業者の公募 質疑回答

No	質疑内容	回答
1	<p>①売却予定地への車両の乗入れの設置に制限はありますか。 ②自動車車庫等の出入口の設置についても制限はありますか。</p>	<p>①現在、本市有地には、北側に2箇所、東側に1箇所の車両乗入施設が設置されています。活用に当たって、現状の変更、若しくは新設を予定する場合は、活用計画の内容により承諾できる条件が異なりますので管轄の建設局土木管理部伏見土木みどり事務所と事前に協議してください。なお、設置に当たっては、申請書等を提出していただく必要があります。 設置条件や申請書の様式については、以下ホームページでも公開しております。 【車両乗入施設設置工事の申請について】 <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000180027.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000180027.html</a></p> <p>【問合せ先】 建設局土木管理部伏見土木みどり事務所：075-611-5371</p> <p>②床面積が50㎡を超える自動車車庫等の出入口の位置については、京都市建築基準条例第32条に基づき、制限が生じる可能性があります。活用計画の内容によって生じる制限等が異なりますので、詳しくは建築審査課へお問い合わせください。 自転車車庫の出入口の位置に関する制限については、以下ホームページでも公開しております。 【自動車車庫又は自動車修理工場の出入口の位置(下記URL先のp32～35参照)】 <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000165/165090/HB0504Shijourei2.pdf">https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000165/165090/HB0504Shijourei2.pdf</a></p> <p>【問合せ先】 都市計画局建築指導部建築審査課：075-222-3616</p>
2	<p>物置(符号6)にプロパンガス用のメーターがありました。都市ガスを利用することはできますか。</p>	<p>本市有地周辺の道路には都市ガスの本管が埋設されていますが、本市有地ではプロパンガスを使用していたため、都市ガス本管から本市有地内への配管の引込はありません。活用計画の内容により、使用できる本管が異なりますので、都市ガスの引込に当たっては、大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部にお問い合わせください。</p> <p>【問合せ先】 大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部：0120-544-209</p>
3	<p>所有権が移転した日から起算して10年間は活用計画に基づいた利用に供してくださいとありますが、例えば5年後に建物を増築したくなっても、認められないのでしょうか。</p>	<p>市有財産売買契約書(案)第12条第2項に基づき、やむを得ない事情により、活用計画の内容を変更する必要が生じる場合には、本市に対して、事前に変更を必要とする理由を付した書面により申請のうえ、本市の承諾を得る必要があります。契約締結後、活用計画の内容を変更する必要が生じた場合は、建設局都市整備部市街地整備課にお問い合わせください。 なお、仮に提案時と同様の用途での活用による事業拡大に伴う建物の増築についての申請があった場合には、本市として認められ得ると考えます。</p> <p>【問合せ先】 建設局都市整備部市街地整備課：075-222-3580</p>